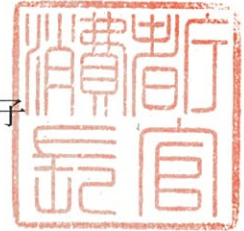




消制度第91号  
令和2年4月24日

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく  
理事長 吉岡 和弘 殿

消費者庁長官 伊藤 明子



**適格消費者団体の認定の有効期間の更新をした旨の通知書(通知)**

貴法人から令和2年2月3日付けでされた消費者契約法(平成12年法律第61号)第17条第3項の申請については、同条第2項の規定に基づき、内閣総理大臣が認定の有効期間の更新をしたので、同条第6項の規定により準用する同法第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

- 1 適格消費者団体の名称  
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
- 2 適格消費者団体の住所  
仙台市青葉区柏木一丁目2-40
- 3 差止請求関係業務を行う事務所の所在地  
仙台市青葉区柏木一丁目2-40
- 4 認定の有効期間の更新をした日  
令和2年4月21日  
(更新後の認定の有効期間は、令和8年4月24日まで)

以上